

新型コロナウイルス感染症にかかる登校の可否について



お子様に、発熱等かぜ症状がある場合には、感染が疑われるため「学校保健安全法第19条」の規定に基づき「出席停止」となります。

また、欠席等の期間中は、学習機会の保障をはじめ、お子様の心身の安心・安全の確保に努めます。心配な事案等が生じましたら、遠慮なく、ご連絡ください。



出席停止のケースや期間



【児童生徒本人が、以下の状況となった場合】

想定される場面として	登校の可否	対応、出席停止・待機期間等
・陽性と判定	×	○発症日（症状が出た日）の翌日から10日間の出席停止。
・濃厚接触者となった	×	○陽性者と最終接触した日の翌日から5日間の出席停止。 ただし、2日目と3日目の2回、抗原定性検査キットで陰性と確認できた後は、3日目のその時点で登校できます。
・要待機者となった	×	○陽性者と最終接触した日の翌日から3日間の出席停止。 ただし、2日目と3日目の2回、抗原定性検査キットで陰性と確認できた後は、3日目のその時点で登校できます。
・発熱等のかぜ症状が見られる	×	○病院で受診してください。検査を行った場合は、結果が判明するまで出席停止です。
・症状なし、または陰性	○	○登校することができます。

【同居の方（保護者、兄弟姉妹、祖父母等）が、以下の状況となった場合】

想定される場面として	登校の可否	対応、出席停止・待機期間等
・陽性と判定	×	○同居の場合、児童生徒は濃厚接触者となります。 上記「濃厚接触者になった」を参照ください。
・濃厚接触者となった	○	○濃厚接触者に特定されたご家族の方に、発熱等かぜ症状がなく、家族の中から陽性者が見られないときは登校できます。
・要待機者となった	○	○要待機者に特定されたご家族の方に、発熱等かぜ症状がなく、家族の中から陽性者が見られないときは登校できます。
・発熱等のかぜ症状が見られる	×	○ご家族の方が病院を受診し、検査を行った場合は、結果が判明するまで出席停止です。感染症を疑う結果でなければ、登校することができます。
・症状なし、または陰性	○	○登校することができます。

◇差別や偏見を「しない！・させない！・許さない！」

多久市内義務教育学校では「差別や偏見を許さない」環境つくり、指導に努めています。ご家庭でも関係者の人権尊重、個人情報の保護に、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

